

サラリーマン(給与所得のみで年末調整が済んでいる方)で、医療費控除を申告する方と、公的年金のみの受給者で他に所得のない方を対象に確定申告書の説明と受け付けを行います。

◆日時および説明会区分(雑損控除の申告をされる方は受け付けできません)

期 日	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場 所
2月9日(木)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除申告	市保健センター 研修室(2階)
	午後1時	午後1時30分	年金受給者の申告	
2月10日(金)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除申告	
	午後1時	午後1時30分	年金受給者の申告	

- ・説明開始時刻までに受け付けを済ませてください。当日は説明を聞きながら、その場で申告書を作成していただきますので、説明開始時刻に遅れると確定申告書などの作成ができない場合があります。
- ・説明会は説明区分に従って行いますので、当日の説明区分に該当しない方は、受け付けできませんのでご了承願います。
- ・説明区分がどちらであっても、住宅借入金等特別控除を初めて申告される方は、市では受け付けできませんので、税務署での申告をお願いします。

◆共通して必要な物

源泉徴収票原本(平成23年分)、計算機、筆記用具(ボールペン)、印鑑(認印)、還付金の振込口座の分かるもの(申告者本人名義のもの)

◆各種控除に必要な物

《年金受給者の方》

- ①社会保険料支払証明書(国民健康保険税、介護保険料、任意継続保険料など)
- ②生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ③医療費控除を併せて受けるときは、下記の《医療費控除を受ける方》を参照してください。

《医療費控除を受ける方》

- ①医療費の領収書(会社や健康保険組合などから発行される医療費明細書は不可)
※あらかじめ治療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに集計しておいてください。
※領収日が平成23年中であることを確認してください。
※介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は、施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください。
- ②生命保険会社や健康保険組合などから給付、補填された額の分かる書類(高額療養費・マル福などにより補填された金額を含む)

税務署からのお知らせ

平成23年分所得税・消費税の確定申告書については、平成24年1月下旬ごろに送付する予定です。なお、前年の申告方法または申告内容によっては、確定申告書の送付に替えて、お知らせはがき(e-Taxの利用者識別番号、予定納税額などを記載)が送付される場合、または、確定申告書もお知らせはがきも送付されない場合があります。

確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、1月下旬ごろから牛久市役所でもお渡しできる予定です。

問い合わせ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303(自動音声案内)